

堺市監査委員公表第35号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月15日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立農業公園「加工体験施設」)	
監査実施期間	令和3年11月1日～令和4年3月30日	
措置を講じた部局等	産業振興局 農政部 農水産課 指定管理者：株式会社堺ファーム	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）を記載することとされている。</p> <p>しかし、研修を実施しているにもかかわらず実施状況を記載していないものがあつた。</p>	<p>令和2年度分の研修報告を令和4年1月22日付で提出しました。</p> <p>今後は、基本協定書に基づき適正に報告を行います。</p> <p>指定管理者から令和4年1月22日付で研修報告の提出があり、同月24日に収受しました。</p> <p>指定管理者に対し、今後は、事業実績報告時に研修実施状況を整理し、中止したものも含め、報告書に記載するよう指導しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>農水産課</p>
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 年度協定書において、指定管理業務である親水施設（じゃぶじゃぶ池）の維持管理に関し、指定管理者が取得すべき資格として、「プール施設管理士」、「プール衛生管理者」が規定されている。</p> <p>しかし、指定管理者の職員で「プール衛生管理者」の資格を有している者はいなかつた。</p>	<p>年度協定書の規定に従い、令和4年2月17日・18日に講習を受講し、同月18日にプール衛生管理者の資格を取得しました。</p> <p>今後は、有資格者を変更する際は配置従事者の資格等を必ず確認したうえで、配置します。</p> <p>指定管理者に対し、業務上</p>	<p>指定管理者</p> <p>農水産課</p>

<p>(2) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。</p> <p>しかし、除草・剪定業務及び除草、親水施設監視等業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。</p>	<p>必要な資格を取得するよう指導し、令和4年2月18日付けでプール衛生管理者の資格を取得したことを、プール衛生管理者証で確認しました。</p> <p>今後は、年度当初に資格証の写しの提出を受け、資格の確認を行います。</p> <p>御指摘いただきました第三者への一部業務委託について、令和4年1月31日に承認申請書を提出し、同年2月10日に承認されました。</p> <p>今後は年度当初には計画を立てにくい業務についても、委託の必要性が発生した時点で承認申請を行い、承認を受けたいうえで発注します。</p> <p>指定管理者から令和4年1月31日に第三者への一部業務委託承認申請書の提出があり、内容を精査した上で、同年2月10日に承認しました。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者に対して、第三者に業務委託を行う場合は、事前に承認申請を行うよう改めて指導しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>農水産課</p>
<p>(3) 堺・緑のミュージアム「ハーベストの丘」は公の施設（加工体験施設）の区域と民間事業者が所有する区域に分かれている。両区域の間にある吊橋は民間事業者の所有であり、その維持管理等は指定管理業務には含まれていない。</p>	<p>経費負担の取り決めに吊橋の点検等業務を追加する変更申請を令和4年1月31日に提出し、同年2月10日に承認されました。</p>	<p>指定管理者</p>

<p>指定管理者は事業報告書において、施設の維持管理に関する業務として、専門業者による吊橋の定期的な振動調査及び測量調査の実施と揺れ防止装置の管理について報告し、それに要した費用の半分を指定管理業務の費用として計上していた。</p> <p>指定管理者は、民間事業者との共用部分である入場ゲート等に係る費用について、別途経費負担の取り決めを行い、市の承認を得ているが、当該吊橋調査費用（30万3,050円）については、取り決めを行っていなかった。</p>	<p>令和4年1月31日に指定管理者から、既に承認している「経費負担の取り決め」に吊橋の点検等について追加する変更申請がありました。吊橋は株式会社堺ファームの所有であるが、指定管理エリアとの移動にあたって利便性が高く、多くの人が行き、指定管理者が農業公園を運営するうえで必要不可欠な施設となっており、その維持管理は、来園者の利便性と安全の確保のための業務であり、指定管理者がその費用を負担することは妥当であることから、同年2月10日に承認しました。</p> <p>令和4年度以降は、年度協定書にて、入園料徴収や広報など民間事業者と指定管理者で一体的に行っている業務の経費（共通経費）の負担割合について取り決めを行うことを規定し、その中に吊り橋についても含めることとし、令和4年度の取り決めは、令和4年4月1日付けで締結しました。</p> <p>また、堺・緑のミュージアム「ハーベストの丘」は公の施設の区域と民間事業者が所有する区域があり、指定管理業務を実施するうえで共通経費の負担割合について取り決めを行うことは恒常的に必要であることから、次期指定期間からは基本協定書にて共通経費の負担割合について取り</p>	<p>農水産課</p>
--	---	-------------

	決めるを行うことを規定しま す。	
--	---------------------	--